

# デロイトトーマツ チャイナ ニュース 中国の投資・会計・税務情報

Vol.192 April 2019

Contents

## 税務情報

注目される中国個人所得税改革 1:税法实施条例最終版の公布

デロイト中国 Tax Analysis より..... 2

## 税務情報

注目される中国個人所得税改革 2: 中国に住所がない個人に関する政策緩和..... 5

中国業務に関する主なお問合せ先 ..... 8

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、以下の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためだけに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませようお願い致します。

## 税務情報

# 注目される中国個人所得税改革 1: 税法実施条例最終版の公布 デロイト中国 Tax Analysis より

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。  
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

中国国務院は 2018 年 12 月 22 日、改正後の「中華人民共和国個人所得税法実施条例」(中華人民共和国国務院令第 707 号:以下「実施条例」)を公布した。これにより、個人所得税法に関するもう一部の重要な規定が明らかにされた。改正後の実施条例は 2019 年 1 月 1 日より、新個人所得税法と同時に施行される。

以前、財政部及び国家税務総局は 10 月 20 日に、実施条例の意見募集草案を公布していた。今回の Tax Analysis では、今回公布された実施条例最終版を、上述の意見募集草案に基づいて改正された項目の観点から、その要点につき解説する。

### 1. 意見募集草案の要点

現在の個人所得税法実施条例と比較すると、2018 年 10 月 20 日に公布された実施条例の意見募集草案には、主に以下の変更点が含まれていた。

- 中国国内に住所を有しない個人の中国国外源泉所得に対する個人所得税免除 5 年ルールを調整する
- 経営活動、権益性資産の譲渡、原稿報酬所得、偶然所得の源泉地判定基準を補足・整備する
- 経営所得、財産譲渡所得等の項目についての課税所得範囲を明確化する
- みなし財産譲渡条項を新たに追加する
- 新税法における課税項目分類に基づき、国外所得税控除の原則的な規定を明確化する
- 新税法における関連の租税回避防止項目を詳細に定める
- 税務機関が特定の場合に、源泉徴収義務者を指定できる規定を追加する
- 個人実名納税及び納税者識別番号制度を明確化する
- 総合所得を取得した場合に、確定申告をしなければならない状況、及び税務機関が税金還付を行わない状況を列挙する
- 居住者個人が国外への移転により中国戸籍を取り消す前に、必要な納税申告事項を明確化する
- 専門付加控除の徴収管理規定を新たに追加する
- 専門付加控除に関する多部門間協同責任を明確にする

### 2. 実施条例最終版条項の変更

実施条例最終版は主として以下の項目に関して、意見募集草案の関連条項を改正した。

#### (1) 5 年ルール

今回公布された実施条例最終版は、5 年ルールを調整した。実施条例第四条の規定に基づき、中国国内に住所を有せず居住する個人は、中国国内における累積居住期間が 183 日に満たず、かつ連続して 6 年に満たない場合、主管税務機関における備案の認可を経て、中国国外から取得し、かつ中国国外における雇用主あるいは個人より支払われた取得に関しては、個人所得税の納付が免除される。中国国内における累積居住期間が 183 日に達するいかな

る年度において、出国期間が 30 日を超える期間がある場合には、上記の中国国内における累積居住期間を 183 日超と取り扱う年数は、改めてカウントされる。

意見募集草案と比較すると、実施条例最終版は 5 年ルールを 6 年ルールに変更した。納税者にとっては規定の緩和であり、外国人材を招き、中国で長期間就労させる観点からは、意義があるものと言える。また、実施条例最終版は「1 回の出国期間が 30 日超である」ことを連続年数が改めてカウントされ条件とし、かつ、その「1 回の出国」はいずれの納税年度以内にあるべきことを明確化した。これらの改正により、関連規則の説明はさらに明確に、かつ理解しやすいものになったと考えられる。

## (2) 経営所得の課税所得金額の計算

意見募集草案の規定に従い、納税者が生産、経営活動により得る所得は、6 万人民元の費用、特別項目控除(例: 社会保険金及び住宅積立金)、並びに法律に基づき確定されるその他の控除(例: 条件を満たす企業年金、商業健康保険及び商業養老保険支出)を控除した残額を、課税所得金額とするものとされていた。

実施条例最終版は、上述の各項目の控除に係る経営所得への適用に関して、納税者が「総合所得を有さない」との前提条件を追加し、さらに 6 項目の専門付加控除も、経営所得から控除できることを明確化した。

実施条例における上述の規定は明らかに税制上の公平性を表しており、総合所得及び経営所得の個人所得税納税金額を計算する際、納税者の民生支出控除が反映できることを明確化している。ただし上述の規定は、納税者に総合所得がある場合、6 万人民元、専門控除、専門付加控除及びその他の控除等の項目を経営所得から控除することはできないと解するのか、また、そのように取り扱う場合、経営所得を主たる所得とする納税者で総合所得が少額の人について、関連の控除優遇政策を十分に享受できない状況をもたらす可能性が考えられる。

## (3) 国外所得に係る納付税額の計算及び税額控除

実施条例最終版の第二十条では、意見募集草案において規定されていた、国内及び国外から取得した総合所得、経営所得をそれぞれ合算する税金計算方法を存置しているが、「個人独資企業・共同企業及び個人が、その他の生産・経営活動に従事する場合において、国外経営機構が欠損を生じるときは、国内の経営機構の利益から控除してはいけない」との規定が削除された。

国外所得に係る税額控除の取扱いに関して、実施条例では「国家(地域)を区別するが、項目は区別しない」との原則的な規定を存置しているが、各所得項目の控除限度額の計算式は例示されていない。

国外所得に関する税務処理は、近年の個人所得税の実務における難点の 1 つであり、新個人所得税における国外所得税の控除及び国外所得の納付税額の計算に関して、今後においても具体的な規定上の課題となると考えられる。

## (4) 租税回避防止規則

意見募集草案における独立取引原則・関連者・合理的な商業目的及び非独立外国企業規則における「支配」・「実質的な税負担が明らかに低下する」等に関する詳しい条項は、実施条例最終版においても明らかにされていない。

新個人所得税法の租税回避防止条項に関して、実施条例最終版では個人の租税回避防止行為に関する納税調整・利息追加徴収の規定のみが存置されており、この実施条例最終版によると、追加納税期間と同期間の人民元貸出基準金利により、利息を計算することとされている。意見募集草案の規定は現行の企業所得税に近似するものであり、個人が関連資料を適時に提出しない場合、基準利率に 5%を加えて利息を計算しなければならないとされている。

意見募集草案における大部分の租税回避防止規則の内容が実施条例で削除されたとしても、今後、税務機関がこの点に関する規範化のため、別途の規定を制定する可能性は排除できない。関連する納税者は、個人所得税における租税回避防止規則の改正に、引き続き注目する必要がある。

## (5) その他

留意すべき項目について、以前の意見募集段階で論点となった条項が、今回の実施条例最終版では制定されていない。例えば、以下の様な点である。

- 中国国内における企業・事業単位及びその他経済組織の投資による権益性資産の譲渡から取得した所得は、中国国内源泉所得とみなす関連規定
- みなし財産譲渡の規定。個人が実施した非貨幣資産の交換、及び財産を寄付、債務返済、財政支援、投資等に用いた場合、一般的には財産の譲渡とみなされ、個人所得税を納付しなければならないとするもの
- 国務院税務主管部門が、所得情報を把握する、かつ所得の取得過程に支配権がある組織・単位を、源泉徴収義務者に指定することができる関連規定

また、意見募集草案における一部の条項は、実施条例最終版では存置されていないが、その他、同時期に公布された個人所得税に関する規定に統合され、かつ詳述されたため、実質上の変更は無いと考えられる。例えば、以下の様な点である。

- 個人実名納税及び納税者識別番号制度に関する規定（「国家税務総局・自然人納税者識別番号に関する公告」（国家税務総局公告 2018 年第 59 号）参照）
- 居住者個人が国外移転する際の中国戸籍の取消前納税申告に関する規定（「国家税務総局・個人所得税の自主納税申告に関する問題の公告」（国家税務総局公告 2018 年第 62 号）を参照）
- 専門付加控除の徴収管理及び多部門協同責任に関する規定（「国務院・個人所得税専門付加控除暫定施行弁法の発行に関する通知」（国発[2018]41 号）を参照）

### 3. デロイト中国の見解とアドバイス

実施条例最終版は、意見募集草案の基本精神及び多くの内容を存置すると同時に、納税者及び専門家の意見とアドバイスを考慮の上、一部の比較的複雑、又は執行上において問題が大きいと考えられる条項に関して修正が行われ、又は削除された。また、個人所得税実施条例の公布に伴い、関連事項の取扱細則及び個別規定も集中的に公布される段階に入ると考えられる。関連の納税者は、適切な対応を行えるよう、直近の個人所得税の政策動向に注目し、個人所得税の改正が各人に与える影響を理解する必要がある。雇用者及び一定の納税者は、実施条例及び関連法規の新しい改正に注目し、かつ適切な対応を採るべきである。

#### ● 雇用者（源泉徴収義務者）

新税法における専門付加控除及び累積控除法などの新しい取扱の導入により、源泉徴収義務者のコンプライアンス義務は顕著に増加する。また、今回の個人所得税の改正は、納税者と源泉徴収義務者との間における、個人所得税の徴収管理実務に係る権利と責任の分担が見直されるものと言える。雇用者は関連条項（例：実施条例の第三十条等）の影響に注目し、関連の法規文書を適切に理解の上、内部情報収集管理・リスクコントロールシステムの整備が求められる。企業は自社の賃金福利政策及び人事管理制度に対する必要な整理を行う事により、新個人所得税の規定に対応する企業運営の確保が推奨される。

#### ● 中国に所在する外国籍個人

5 年ルールが 6 年ルールに変更されることは、条件に合致する中国に所在する外国籍個人にとり意義があるが、関連の納税者は、当該ルールに適用される登録プロセス手続、及び新税法における 6 年がいつからカウントされるか等の論点に注目し、法令に従って国外で取得された所得に対して、免税待遇の享受を確保する事が推奨される。

#### ● 個人富裕層（HNWI）

実施条例最終版では、近似する企業所得税の租税回避防止規定の関連条項が削除されたため、今後の個人所得税に関する租税回避防止規則の実務運用はまだ不明確である。納税者は資産の配置及び投資ストラクチャーに係る税務上のコンプライアンスに留意し、かつ個人所得税に関する租税回避防止政策の今後の進展に注目することが推奨される。

## 税務情報

### 注目される中国個人所得税改革 2: 中国に住所がない個人に関する政策緩和

2019年1月1日、中国の新個人所得税法及び実施条例が全面的に施行された(以下、「新税法」)。更に3月16日と17日に、財政部と国家税務総局が新しい規定を公布し、新個人所得税法における住所<sup>1</sup>のない個人と非居住者個人に関連する税務政策に対し、明確な指針を出した。中国における個人所得税改革が更に進展している。

新しい規定は下記の通りである(以下、「両公告」)。

- 「中国に住所がない個人の居住時間判定基準の公告」(財政部 国家税務総局公告 2019年第34号、以下「34号公告」)
- 「非居住者個人と住所のない居住者個人に関する個人所得税政策の公告」(財政部 国家税務総局公告 2019年第35号、以下「35号公告」)

両公告とも2019年1月1日に遡って、施行される。

本稿では、両公告の要点の抜粋及び個人または企業への影響を紹介する。

#### 1. 中国国内居住時間判定基準の変更

住所のない個人の一納税年度における中国国内居住日数は、個人の中国国内滞在日数をベースにしてカウントされる。旧個人所得税法によると、出入国当日は1日として中国国内滞在日数として計算されていた。34号公告により、2019年から、中国国内滞在当日24時間未満の場合、中国国内居住日数としてカウントされない。即ちこの場合、出入国当日は中国国内居住日数として計算されないことになる。

#### 2. 6年ルール

旧税法において、住所のない個人は中国における居住年数が連続して5年未満の場合、国外支給の国外所得について免税されていた。いわゆる「5年ルール」である。新税法により、「5年ルール」は「6年ルール」になり、34号公告により、更に緩和された。

- ① 6年のカウントは2019年から計算する。2019年までの滞在年数は考慮しない。
- ② 住所のない個人は、任意年度において1回30日以上中国から出国することにより、かかる年数をリセットすることができる。

以上により、住所のない個人は2024年まで、国外支給の国外所得は免税扱いとなる。

#### 3. 賃金給与収入額の計算

35号公告により、賃金給与収入額の課税対象計算基礎について、下記の通り明確にされた。

<sup>1</sup> 「中国個人所得税法実施条例」により、中国国内に住所を有する個人とは、戸籍、家庭、経済利益関係により中国国内に経常的に居住する個人を指す。即ち、中国国内に経常的に居住しない個人は、住所のない個人になる。中国国内企業に出向また任職する駐在員は通常、一定の出向期間が終了してから、帰任することにより、中国国内に経常的に居住しない個人の範囲に属し、住所のない個人であると理解している。



庄岩 Amy Zhuang

デロイト北京事務所 税務部 シニアマネジャー  
[azhuang@deloitte.com.cn](mailto:azhuang@deloitte.com.cn)

2003年 デロイト北京事務所に入所して以来、15年にわたる中国税務サービスの経験を有し、現在、製造業・自動車業・航空業・ハイテク産業及び通信産業など幅広い日系企業にサービスを提供している。

2012年2月～2013年5月、税理士法人トーマツ東京事務所にて勤務、日本企業の中国投資に関するコンサルティングサービスも経験。

中国税理士である。

① 一般職務の場合

給与の区分 納税者の区分	中国払中国勤務 対応(中国源泉)	海外払中国勤務 対応(中国源泉)	中国払海外勤務 対応(海外源泉)	海外払海外勤務 対応(海外源泉)
非居住者 (90日以下の滞在)	課税	非課税	非課税	非課税
非居住者 (90日超 183日以下滞在)	課税	課税	非課税	非課税
居住者 (183日以上、183日以上滞在 年数が連続して6年以下)	課税	課税	課税	非課税
居住者 (183日以上、且つ183日以上 滞在年数が連続して6年以上)	課税	課税	課税	課税

② 高級管理職務(注)の場合

給与の区分 納税者の区分	中国払中国勤務 対応(中国源泉)	海外払中国勤務 対応(中国源泉)	中国払海外勤務 対応(海外源泉)	海外払海外勤務 対応(海外源泉)
非居住者 (90日以下の滞在)	課税	非課税	課税	非課税
非居住者 (90日超 183日以下滞在)	課税	課税	課税	非課税
居住者 (183日以上、183日以上滞在 年数が連続して6年以下)	課税	課税	課税	非課税
居住者 (183日以上、且つ183日以上 滞在年数が連続して6年以上)	課税	課税	課税	課税

(注)高級管理職務は、董事、監事、高層マネジメント(正、副(総)経理、各職能チーフ担当者、ディレクター及びその他の会社のマネジメントに類似する職務)を指す。ただし、高級管理職務の場合、必ずしも上記②が適用されるものではなく、租税条約の条項規定及び適用状況により判断される。

35号公告は国際慣例を参考にし、賃金給与課税対象の計算方式を調整した。すなわち、初めて収入額に対して日割り計算を導入した。これまでは税額に対する日割り計算で取り扱われていた。

#### 4. 数か月賞与

35号公告により、非居住者が取得した数か月賞与は当月の賃金給与と合算する必要がなく、1か月の収入として単独計算される。計算時に、6か月で割った金額に基づく税率を適用することができる。

#### 5. 徴収管理規則

- ① 住所のない個人は個人所得税を申告時、当年度中国国内滞在日数を予測して、これに基づいて仮申告・納付の方法を決定する。実際滞在日数が予測日数と異なる場合、年度確定申告、調整申告を通じて、修正申告を行う。修正申告を行う場合、延滞金は課されない。
- ② 住所のない個人が中国国内で着任し、賃金給与を取得する場合で、中国国内雇用主が支払うべき賃金の一部または全部を海外関連会社に支給してもらった場合、住所のない個人は自己申告を選択できるが、中国国内雇用主に申告を委託することを選択できる。かかる個人が中国国内雇用主に申告を委託しない場合、中国国内雇用主は関連所得の支給終了後15日以内に、所轄税務当局に、かかる個人に関わる業務アレンジメント、海外支給状況及び住所のない個人の連絡先などの情報を報告すべきである。

#### 6. 個人・企業への影響

今回の両公告は、居住時間判定基準の緩和、2019年までの居住年数のリセット、収入日割り計算の導入による税負担の減少及び賞与の優遇計算方法の適用などの面において、住所のない個人に対して、有利な取扱を規定している。

一方、居住時間判定基準、税金計算方法などにおいて、旧政策からの変化点が多く、企業の担当者は新しい政策に対する理解と実施の正確性が一層求められるところである。

なお、住所のない個人については、調整申告及び年度確定申告を通じ、期中の仮申告を調整できるようになったが、調整申告及び年度確定申告の要求と期間に留意すべきである。雇用者である企業に対して、新規に基づき、海外関連会社から従業員へ給与支給する場合における関連情報の所轄税務当局への報告が義務付けられたことから、企業においてはコンプライアンス上の管理により一層注意することが望ましい。



執筆: 有限責任監査法人トーマツ 鈴木 健夫 デロイト中国 板谷 圭一、川島 智之、浦野 卓矢、庄岩 ほか  
監修: デロイトトーマツ合同会社 三浦 智志 DT弁護士法人 鄭 林根

## 中国業務に関する主なお問合せ先

### デロイトトーマツ合同会社

#### 本部中国室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
Tel: 03-6720-8341  
三浦 智志 / 西村 美香

### 有限責任監査法人トーマツ

#### 名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 1-1-1 JPタワー名古屋  
Tel: 052-565-5511  
滝川 裕介

#### 福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ  
Tel: 092-751-0931 / Fax: 092-751-1035  
只隈 洋一

### デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
TEL: 03-6213-1180  
北村 史郎

### デロイト中国各拠点案内

#### 上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 PRC.  
Tel: +86-21-6141-8888  
原井 武志 / 田嶋 大士 / 横山 真也 / 牧 直文 / 石黒 泰時  
河原崎 研郎 / 大庭 隆啓 / 板谷 圭一 / 梨子本 暢貴 / 川島 智之

#### 大連事務所

Room 1503 Senmao Building  
147 Zhongshan Road, Xigang District, Dalian, 116011 PRC.  
Tel: +86-411-8371-2888  
依藤 啓司

#### 広州事務所

26/F, Yuexiu Financial Tower, 28 Pearl River East Road,  
Guangzhou, 510623 PRC  
Tel: +86-20-8396-9228  
山野辺 純一 / 前田 拓哉

#### 蘇州事務所

Suite 908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,  
Industrial Park, Suzhou, 215021 PRC  
Tel: +86-512-6762-1238  
小松 大祐

#### ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road  
Nangang District Harbin 150090, PRC  
Tel: +86-451-8586-0060

#### 成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,  
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC  
Tel: +86 28 6210 2383

#### 杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road  
Hangzhou, 310013, PRC  
Tel: +86-571- 2811-1900

#### 廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District  
Xiamen, 361001, PRC  
Tel: +86-592-2107-298

#### マカオ事務所

19/F The Macau Square, Apartment H-N  
43-53A Av. do. Infante D. Henrique  
Macau, PRC  
Tel: +853-2871-2998

#### 大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング  
Tel: 06-4560-6031  
藤川 伸貴 / 上田 博規 / 粟野 清仁

#### デロイトトーマツ税理士法人

#### 東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
Tel: 03-6213-3800  
安田 和子 / 酒井 晶子

#### DT 弁護士法人

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル  
Tel: 03-6870-3300  
鄭 林根

#### 北京事務所

12/F China Life Financial Center, No. 23, Zhenzhi Road,  
Chaoyang District, Beijing 100026 PRC.  
Tel: +86-10-8520-7788  
三浦 智志 / 五十嵐 大典 / 小池 裕二 / 浦野 卓矢 / 三好 高志 /  
降矢 直人

#### 天津事務所

45/F Metropolitan Tower, 183 Nanjing Road, Heping District  
Tianjin 300051 PRC.  
Tel: +86-22-2320-6688  
網永 敦 / 竹田 剛

#### 深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,  
Shenzhen, 518010 PRC.  
Tel: +86-755-8246-3255  
矢川 浩章

#### 香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong  
Tel: +852-2852-1600  
松山 明広 / 齋藤 啓太郎 / 福田 素裕

#### 瀋陽事務所

Unit 3605-3606, Forum 66 Office Tower 1 No. 1-1 Qingnian Avenue  
Shenhe District Shenyang, PRC  
Tel: + 86 (024) 6785 4068

#### 済南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza, 150 Luo Yuan Street,  
Jinan 250011, PRC  
Tel: +86-531-8518-1058

#### 重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing  
38 Qing Nian Road, Yu Zhong District, Chongqing 400010 PRC  
Tel: +86-23-6310- 6206

#### 南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza  
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC  
Tel: + 86-25-5790 -8880

#### 武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower  
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC  
Tel: + 86-27-8526-6618



## 発行人

デロイトトーマツ 中国サービス グループ  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
E-mail [chugoku@tohatsu.co.jp](mailto:chugoku@tohatsu.co.jp)

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービス提供をしています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの提携法人のひとつまたは複数指します。DTTL (または“Deloitte Global”)および各メンバーファーム並びにそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの提携法人は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、東ティモール、ミクロネシア連邦、グアム、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パラオ、パプアニューギニア、シンガポール、タイ、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、中国(香港およびマカオを含む)、フィリピンおよびベトナムでサービスを提供しており、これらの各国および地域における運営はそれぞれ法的に独立した別個の組織体により行われています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu LLC